

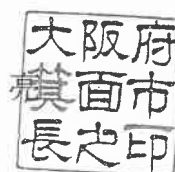
箕面市告示第275号

北部大阪都市計画生産緑地地区を次のとおり変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該都市計画の案については、公衆の縦覧に供するので、箕面市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、箕面市に意見書を提出することができる。

令和6年10月1日

箕面市長 原 田



- 1 都市計画の種類
北部大阪都市計画生産緑地地区（箕面市決定）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
（区域変更する区域）
箕面市牧落一丁目、牧落三丁目、稲六丁目、萱野一丁目、白島一丁目、粟生間谷東五丁目、粟生間谷西七丁目、小野原東四丁目、小野原東六丁目、小野原西五丁目地内
（廃止する区域）
箕面市稲三丁目、坊島二丁目、坊島四丁目地内
- 3 都市計画の案の縦覧場所及び縦覧期間
 - （1） 縦覧場所
箕面市西小路四丁目6番1号
箕面市みどりまちづくり部公園緑地室（箕面市役所別館5階）
 - （2） 縦覧期間
令和6年10月1日から令和6年10月15日まで（箕面市の休日定める条例（平成2年箕面市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前8時45分から午後5時15分まで
- 4 意見書の提出先
箕面市西小路四丁目6番1号
箕面市みどりまちづくり部公園緑地室（箕面市役所別館5階）